

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	芦屋町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.ashiya.lg.jp/

執行機関名 芦屋町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第33号)による重度障害者の医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第2の項 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第33号)による重度障害者の医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第一条	芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第33号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度障害者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もつてこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第33号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第33号)第5条
②事務の内容	特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	重度障害者医療費の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第33号)第3条第2項第3、4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う対象者、配偶者、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 ロ	芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第33号)第3条第2項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う対象者、配偶者、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者に係る住民票関係情報